

令和7年第1回（10月）臨時会

議 案 説 明

令和7年11月4日

議案番号	件 名	ページ
同意第5号	山陽小野田市監査委員の選任について	1
議案第87号	第二次山陽小野田市総合計画に係る後期基本計画の策定について	2
承認第6号	令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第6回）に関する専決処分について	2
承認第7号	令和7年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）に関する専決処分について	3

それでは、ただいま上程されました同意第 5 号監査委員の選任について御説明いたします。

現在、本市の監査委員は、法律及び条例の規定により 2 名の構成としているところ、笹木慶之(ささき よしゆき)氏の任期が本年10月9日をもって満了し、欠員となっておりますので、議員のうちから選任される監査委員の後任の選任をお願いするものであります。

過日、議長から推薦をいただきましたので、後任委員には藤岡修美（ふじおか おさみ）議員を選任したいと思います。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第 87 号は、第二次山陽小野田市総合計画に係る後期基本計画の策定についてであります。

これは、平成 30 年度からの 12 年間を計画期間とする第二次山陽小野田市総合計画における中期基本計画の計画期間が令和 7 年度までとなっていることから、令和 8 年度から令和 11 年度までのまちづくりを総合的、かつ、計画的に進めるための指針として、新たに後期基本計画を策定しようとするものであります。

後期基本計画では、本市における市政運営の柱として、「活力あふれるまち」、「笑顔あふれるまち」、「魅力あふれるまち」の実現に向けて重点プロジェクトを設定しております。

総合計画については、かつては地方自治法でその策定及び基本構想の議会議決が義務付けられておりましたが、現在では、その取扱いはそれぞれの地方公共団体に委ねられています。本市では、山陽小野田市自治基本条例第 15 条において、総合計画を策定し、計画的な行政運営を行わなければならない旨が定められております。

また、総合計画に係る基本計画の策定又は改廃については、山陽小野田市議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条第 2 号において、議会の議決すべき事件とされておりますので、同号の規定により議会の議決を求めるものであります。

承認第 6 号は、令和 7 年度一般会計補正予算に関する専決処分について、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、令和 7 年 8 月に発生した下水道圧送管の破損に伴う補正であり、下水道事業会計で不足する対応経費に対して、一般会計から負担金を支払うため、早急な予算措置が必要となり、令和 7 年 10 月 3 日に専決処分を行いました。

これにより、歳入歳出それぞれ 3,026 万 5,000 円を追加し、予算総額は 363

億 2,437 万 8,000 円となりました。

承認第 7 号は、令和 7 年度下水道事業会計補正予算に関する専決処分について、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、令和 7 年 8 月に発生した下水道圧送管の破損に伴う補正であり、緊急対応に係る経費が確定し、早急に支払を行うため、令和 7 年 10 月 3 日に専決処分を行いました。

これにより、収益的収支の収入では 3,026 万 5,000 円を増額し、収入総額 20 億 1,387 万 5,000 円としております。支出におきましても、3,026 万 5,000 円を増額し、支出総額を 19 億 6,456 万 7,000 円としております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。